

年管発 0731 第 1 号
令和 8 年 7 月 31 日

日本年金機構理事長
地方厚生（支）局長
市町村長

} 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

国民年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について

国民年金法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 121 号。以下「改正省令」という。）が本日公布されたところである。

改正省令の改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、その内容について御了知いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

なお、改正省令の運用に伴う事務処理の取扱いについては、別途通知する。

記

1. 改正の趣旨

(1) 育児期間免除の創設に伴う規定の整備

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）第 9 条の規定による改正後の国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号。以下「改正後国年法」という。）第 88 条の 3 の規定による国民年金第 1 号被保険者の育児期間の保険料免除措置（以下「育児期間免除」という。）が令和 8 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号。以下「国年則」という。）について、所要の規定の整備を行う。

(2) 国民年金被保険者実態調査の調査項目の見直し

国民年金法第 108 条の 3 第 1 項の規定において、厚生労働大臣は、被保険者若しくは被保険者であった者又は受給権者に係る保険料の納付に関する実態その他の厚生労働省令で定める事項に関し、必要な統計調査を行うものとされているところ、地方自治体の事務負担軽減のため、国年則第 96 条第 1 号に規定する当該統計調査の調査事項の見直しを行う。

2. 改正の概要

(1) 育児期間免除の創設に伴う規定の整備

ア 育児期間免除に関する届出

育児期間免除の適用を受ける国民年金第1号被保険者は、必要事項を記載した届書を育児期間免除に該当することを証する書類を添えて市町村長に提出することとする。ただし、国民年金法第88条の2の規定による国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除措置（以下「産前産後期間免除」という。）に該当した場合の届出（国年則第73条の7第1項に規定する届出）を行っている国民年金第1号被保険者は、育児期間免除の適用を受けることを厚生労働大臣が確認できる場合に限り、育児期間免除に関する届出を省略することができることとする。

また、育児期間免除の適用を受ける国民年金第1号被保険者が、当該被保険者の子が死亡する等の事情により当該子を養育しないこととなった場合には、必要事項を記載した届書を市町村長に提出することとする。

イ 改正後国年法第88条の3第1項及び第2項の厚生労働省令で定めるとされた事由

改正後国年法第88条の3第1項において厚生労働省令で定めるとされた事由は、国民年金第1号被保険者がその子と同居しないこととなったときその他の国民年金第1号被保険者がその子を養育しないこととなったときとする。

また、改正後国年法第88条の3第2項において厚生労働省令で定めるとされた事由は、国民年金第1号被保険者の子が養子である場合において離縁又は養子縁組の取消しがあったとき、民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたとき、国民年金第1号被保険者がその子と同居しないこととなったときその他の国民年金第1号被保険者がその子を養育しないこととなったときとする。

ウ 改正後国年法第88条の3第2項の厚生労働省令で定めるとされた被保険者等

改正後国年法第88条の3第2項において厚生労働省令で定めるとされた被保険者は、児童の親その他の児童福祉法第27条第4項に規定する者の意に反するため、養子縁組里親として当該児童を委託することができない被保険者とする。

また、改正後国年法第88条の3第2項において厚生労働省令で定めるとされた委託されている者は、児童福祉法第6条の4第1号の規定による養育里親に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者とする。

エ 産前産後期間免除に関する届出の省略

産前産後期間免除に該当した場合の届出を行っていない国民年金第1号被保険者が育児期間免除に関する届出を行った場合、産前産後期間免除の適用を受けることを厚生労働大臣が確認できる場合に限り、産前産後期間免除に関する届出を省略するこ

とができることとする。

(2) 国民年金被保険者実態調査の調査項目の見直し

国年則第 96 条第 1 号に定める国民年金第 1 号被保険者等にかかる調査項目のうち、医療保険制度の加入状況及びその保険料の納付状況並びに資産を削る。

(3) その他

その他所要の改正を行う。

3. 施行期日

改正省令は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。